双葉町告示第 39 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第 2 項の規定による告示の日から生ずる。

令和８年 10 月 14 日

双葉町長　伊澤　史朗

１．区　域　中野地区の一部

（別紙のとおり）

別紙

変更調書

新			旧		
大字	小字	地番	大字	小字	地番
中野	原田	50番3、51番1	中野	堂ノ前	50番3、51番1